

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人晃友会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人の職員を兼務する者以外で、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第 45 条の 8 第 4 項、同法第 45 条の 16 第 4 項、同法第 45 条の 16 第 3 項、同法第 45 条の 19 第 6 項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

なお、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。

- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、1 会計年度当たり 1,152,000 円の範囲内で報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 1 任期を満了した非常勤役員には、任期満了の都度、退職慰労金を支給することができる。

4 評議員には、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤職員の報酬月額」のとおりとする。

2 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 非常勤役員に対する退職慰労金は、別表第3「非常勤役員の退職慰労金」に定める定額とする。

4 評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表第4「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 実費弁償を除く報酬等は、法理の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表第5「役員及び評議員の出張旅費」により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2

号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に対し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年度定時評議員会終了の時から施行し、理事長の報酬は平成 29 年 7 月から適用する。

この規程の一部改正は、令和元年度定時評議員会終了の時から適用する。

この規程の一部改正は、公布の日から施行し令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

別表第 1 常勤役員の報酬月額

- ・理事長 70,000 円までの範囲内

別表第 2 非常勤役員の報酬

- ・理事及び監事 理事会出席等、1 人一律 4,000 円
- ・監事 監事監査、所轄庁等による指導監査の実施等、1 人一律 4,000 円

別表第 3 非常勤役員の退職慰労金

1 任期を満了した時は、1 人一律 20,000 円

別表第 4 評議員の報酬

評議員会出席等、1 人一律 4,000 円

別表第 5 役員及び評議員の出張旅費

旅 費	日当 (県外出張の場合日額)	宿泊費 (日額)
実 費	2,200 円	11,800 円

自家用車使用の場合の交通費は、1 キロメートルあたり 15 円を支給する。